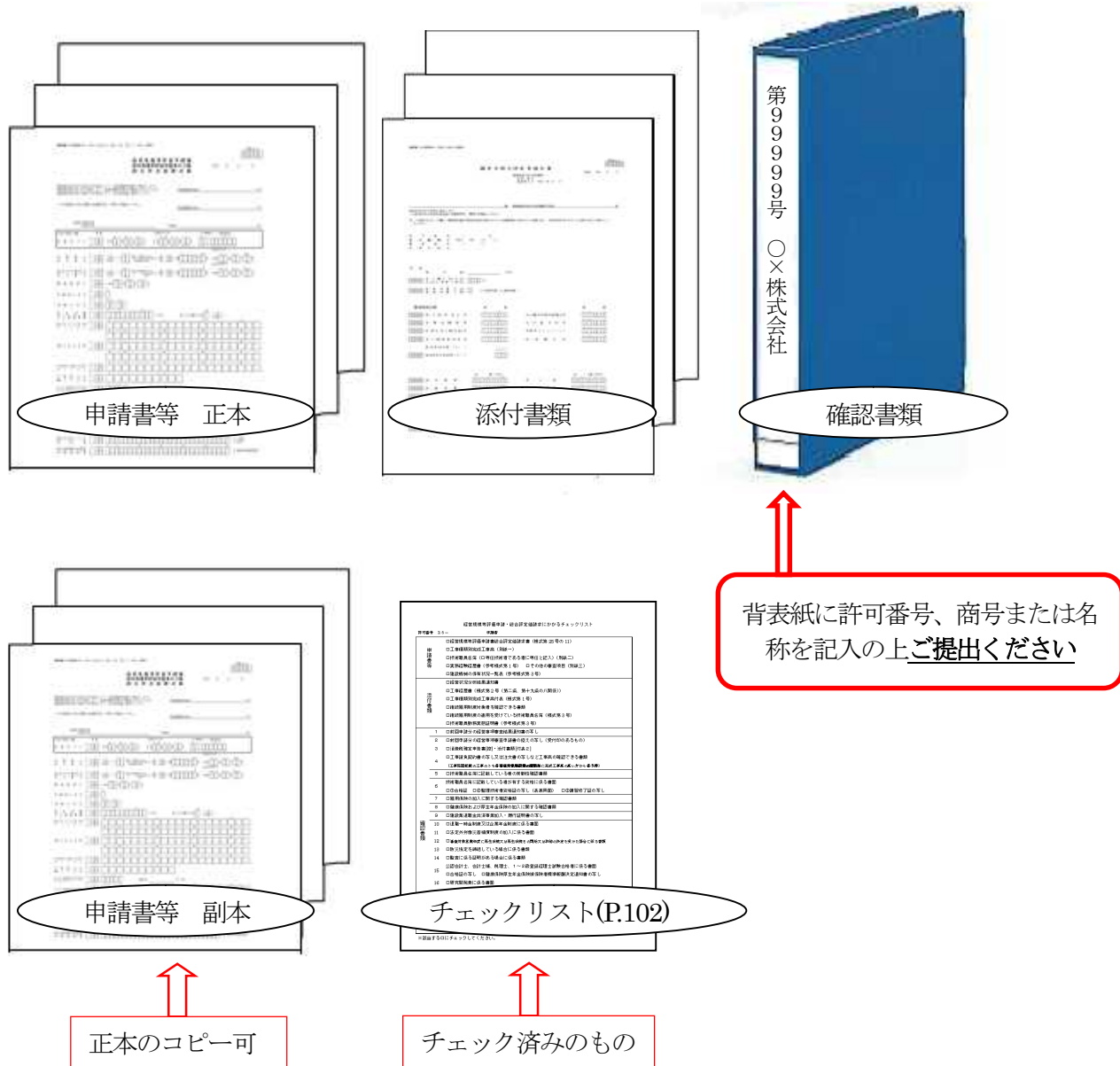


### 3 提出書類

#### (1) 提出部数

- ①申請書等（正本1部・副本1部）
- ②添付書類1部
- ③確認書類1部（項目ごとに順番にとりまとめてA4ファイルに綴じて提出してください）
- ④チェックリスト1部（P.102 参照）



確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行翌日から起算し1か月以内であれば返却が可能です。返却引取り希望日の前々営業日までに、「受付日」、「結果通知の通知日」、「許可番号」「商号」、「引取り日時」をご連絡ください。（詳しくはP.99をご参照ください）

令和3年4月以降の申請よりレターパックによる確認書類の返却も実施しています。（詳しくはP.98をご参照ください。）

※確認書類については経営事項審査結果通知書の発行翌日から1か月を経過した日以後に、監理課において「溶解処理」いたします。

(2) 提出書類

提出を要する書類は、次に掲げる申請書等、添付書類、確認書類、チェックリストの全てです。

区分	書類名称	様式	頁	備考
申請書等	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書	第25号の14	72	
	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高	第25号の14 (別紙一)	74	1葉につき4業種まで記入できます。
	技術職員名簿	第25号の14 (別紙二)	75	
	実務経験経歴書	参考様式第1号	88	実務経験の確認が必要な技術者がいる場合。 以前に申請した際の受付印のある経歴書の複写でも可。(注)
	その他の審査項目 (社会性等)	第25号の14 (別紙三)	76	<b>必ず、新様式をご利用ください。</b>
	建設機械の保有状況一覧表	参考様式第3号	90	加点对象機械を有する場合。
	CPD単位を取得した技術職員名簿	様式第4号	84	その他の審査項目「CPD単位取得数」および 「技能レベル向上者数」を加算の対象とする場合。
	技能者名簿	様式第5号	85	
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面	様式第6号	86	<b>令和5年8月14日以降の審査基準日において申請可能。</b>
添付書類	経営状況分析結果通知書	第25号の13		総合評定値(P点)を請求する方のみ <b>原本を提出</b> 。
	役員等の一覧	様式第1号別紙1 (建設業許可関係)	113	<b>法人の場合のみ</b> 添付(常勤役員である者を技術職員名簿に記載する場合)。
	勤務実態証明書	参考様式第2号	89	代表者以外の者を技術職員名簿に記載する場合。
	完成工事高詳細計算表	—	96	決算期変更等を行った場合は提出。
	チェックリスト	—	102	<b>チェック済み</b> のものを提出。
	委任状	任意の様式	—	申請書等の作成を委任する場合(P.32参照)。
	代理受領に係る委任状	—	100	結果通知を代理受領する場合、上記委任状に加えて、提出が必要。

(注) 以前に申請し、受付印があるものを使用する場合は、申請者名と参考様式第1号の商号または名称が同一の場合に限ります。

	確認書類 (A4 ファイルに綴じてご提出ください)	備考
1	<p><b>【変更届を書面で提出した場合】</b>            変更届出書(決算)の以下の書類について、受付印のある控えの写し            ○変更届出書(決算)表紙(県様式第1号(建設業許可関係) 直近のもの            ○工事経歴書(様式第2号(建設業許可関係))            経審の申請業種ごとに直前2年分を提出            (平均完成工事高の計算基準が3年平均の場合は直前3年分)。            ○直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号(建設業許可関係))            直近のもの</p> <p><b>【変更届を電子で提出した場合】</b>            ○電子で提出した工事経歴書(様式第2号(建設業許可関係))            経審の申請業種ごとに直前2年分を提出            (平均完成工事高の計算基準が3年平均の場合は直前3年分)。            ○電子で提出した直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号(建設業許可関係))            直近のもの</p>	<p>【変更届を書面で提出している場合】            いずれも、受付印のあるものの<b>写し</b>を添付。</p> <p>【変更届を電子で提出している場合】            受付印の無いものを添付。            (注) 必ず、変更届で提出したものと            同じ内容のものを添付すること。(監理課で同じものかどうか必ず確認します。)</p>

2	<b>工事種類別完成工事高付表 (様式第1号)</b> (完成工事高の業種間振替 (積み上げ) を行う場合に限り提出 (※完成工事高の業種間振替 (積み上げ) する場合、振替元の様式2号 (建設業許可関係) も必要))	
3	<b>前回申請分の経営事項審査結果通知書の写し</b>	
4	<b>前回申請分の経営事項審査申請書等の控えの写し (受付印のあるものすべて)</b> ①様式第25号の14、②様式第25号の14(別紙一)、④様式第25号の14(別紙二)、 ⑤様式第25号の14(別紙三)、④実務経験経歴書、⑤建設機械の保有状況一覧表、 ⑥CPD 単位を取得した技術職員名簿、⑦技能者名簿、⑧建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面 (但し、④～⑧については該当者のみ添付が必要。)	※申請書すべて
5	<b>消費税確定申告書+添付書類[付表2など、課税標準額がわかるもの]</b> (電子申告の場合は「メール詳細」または「受信通知」の写しが必要) <hr/> <b>【免税事業者の場合】※①または②の書類を求める場合があります。</b> ①開業から2期以内…(個人)事業開始等届出書、(法人)法人設立等届出書 の控え ②開業から3期以降…消費税の納税証明書	免税事業者は除く。 ①に該当し、電子での届出の場合、「メール詳細」の写しも提出。
6	<b>完成工事高の実績確認書類</b> (※工事経歴書に記載された完成工事高との一致を確認) ⇒工事請負契約書の写しまたは注文書の写し (以下、「契約書等」) (工事経歴書記載の工事のうち、申請業種毎に完成工事高の高い方から各3件) ※1) ○発注者の記名・押印、○受注者の氏名、○請負代金、○工事名称、○工期が確認できる部分の写し (JV工事の場合は協定書等で出資割合が確認できる部分の写しも添付) ※2) 契約書等がない場合、契約書等では最終確定金額が確認できない場合は、下記①～④の書類でも可 ①請負代金請求書と入金を確認できる書類の写し (通帳、領収書等の写し) ②市町村が工事代金支払いに際して発行している支払通知書・振込通知書の写し ③市町村が工事完成検査後に発行している完成検査通知書の写し ④発注者証明書 (参考様式第4号) 原本、上記※1の内容が確認できる書類	業種毎に完成工事高の高い順に綴ること。 発注者証明書については、P.92を参照。 なお、建設業法上、書面契約が義務付けられています。
7	<b>技術職員名簿記載技術職員の常勤性確認書類</b> P.16【技術職員の常勤確認資料について】に掲げる書類	
8	<b>技術職員名簿に記載している者に係る検定又は試験の合格証その他の当該職員が有する資格に係る書面</b> ①合格証・卒業証明書等の写し ・1級監理技術者で講習受講者がいる場合は次の2つ ①監理技術者資格証の写し (表裏両面) } ※審査基準日 (決算日等) 時点で有効なものが必要。(注) ②講習修了証の写し } (注) 令和4年8月15日に経営事項審査に関する告示等が改正され、監理技術者講習の有効期限が「講習を受講した日の属する年の翌年の開始日から起算して5年を経過しない者」となりました。	
9	<b>雇用保険の加入に関する確認書類</b> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しまたは雇用保険被保険者証の写し、等 (公共職業安定所長発行のもの)。ただし、加入義務のないものは除く。	
10	<b>健康保険および厚生年金保険の加入に関する確認書類</b> ①健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 または ②健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書等の写し (直近受付済みのもの)。ただし、加入義務のない者は除く。	
11	<b>建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し</b> (履行証明書の発行ができない場合は対象外)	

12 <b>[注]</b>	<b>退職一時金制度又は企業年金制度に係る次のいずれかの書面</b> ○中小企業退職金共済、特定退職金共済等の加入証明書の写し ○退職年金支給規定等のある労働協約または就業規則の写し (労働基準監督署の受付印があるもの(労働基準法89条の規定による届出義務がある者に限る。)) ○厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型)の加入証明書・契約書の写し	証明書の場合、加入日が <b>審査基準日以前</b> であり、かつ、 <b>証明書発行日が審査基準日以後</b> のものであること。
13 <b>[注]</b>	<b>法定外労働災害補償制度の加入に係る次のいずれかの書面</b> ○保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者((公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会等)または中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者(全日本火災共済協同組合連合会等)による加入証明書の写し ○民間保険会社の保険証券+契約約款 または 加入証明書(準記名式の普通障害保険の場合は、国の労働災害保険の概算保険料または確定保険料を納付したことを証する書類の写し) <b>※次の①～④の条件を満たすことが確認できるものに限る</b> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級1級から7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていること ④年間契約で全工事現場を補償すること	①～④の条件が確認できない場合は、 <b>加点できない</b> ので注意。
14	<b>CPD 単位取得数および技能レベル向上者数に係る書類</b> ①CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面の写し ②能力評価(レベル判定)結果通知書 ③様式第4号『CPD 単位を取得した技術職員名簿』および様式第5号『技能者名簿』に記載のある建設従事者の常勤確認書類(P.16参照) ④建設工事に関する作業員名簿の写し(※) (CPD 単位取得等の詳細につきましては、P.62～68を参照ください。)	(※) 工期の全部または一部が、審査対象年度と重なる工事のうち、記載人数の多いものから <b>3件</b> 提出すること。
15	<b>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</b> ①えるぼし認定(1段階目) ②えるぼし認定(2段階目) ③えるぼし認定(3段階目) ④プラチナえるぼし認定 ①～④のいずれかの取得状況がわかる、基準適合一般事業主認定通知書等の写し	15～17については、審査基準日時点で認定取消や辞退があった場合、評価対象となりません。
16	<b>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</b> ①くるみん認定 ②トライくるみん認定 ③プラチナくるみん認定 ①～③のいずれかの取得状況がわかる、基準適合一般事業主認定通知書等の写し	
17	<b>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</b> 「ユースエール認定」の取得状況がわかる、基準適合事業主認定通知書等の写し	
18	<b>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</b> <b>(令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用されます。)</b> 様式第6号 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面	詳細、記載例については、P.69を参照。
19	<b>審査対象営業年度に再生手続又は再生手続きの開始又は終結の決定を受けた場合に係る書面</b> 再生または更生手続き開始の決定を証明する書面または、再生または更生の手続き終結の決定を証明する書面の写し	

20	<p><b>防災協定を締結している場合で次の①か②で該当するもの</b></p> <p>①国、地方公共団体等と直接締結している防災協定の写し</p> <p>②所属団体が防災協定を締結している場合は、所属団体が締結している協定書の写しおよび審査基準日時点で加入を証明する書類の写し</p>	②については P.95 参照
21	<p><b>監査に係る証明がある場合で次の①から③で該当するもの</b></p> <p>①[監査受審状況1の場合]会計監査人設置会社における有価証券報告書または監査証明書（いずれも押印のあるもの）の写し</p> <p>②[監査受審状況2の場合]会計参与設置会社における会計参与報告書の写しおよび会計参与が設置されていることが確認できる商業登記簿謄本の写し</p> <p>③[監査受審状況3の場合]常勤の役員または使用人である公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験合格者（平成17年度までに行われた(財)建設業振興基金の1級）が経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）</p>	様式第2号「経理処理の適正を確認した旨の書類」については P.78~82 参照
22	<p><b>公認会計士、税理士、1級・2級登録経理試験合格者に係る書面(次の①と②)</b></p> <p>①【公認会計士の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士資格を証する書面の写し</li> <li>・<u>公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証する書面の写し</u></li> </ul> <p>①【税理士の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士資格を証する書面の写し</li> <li>・<u>所属税理士会が認定する研修を受講したことがわかる書面の写し</u></li> </ul> <p>①【1級・2級登録経理試験合格者の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;1級・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者&gt;</li> <li>・合格証の写し</li> <li>&lt;1級・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者&gt;</li> <li>・登録経理講習を受講したことを証する書面の写し</li> <li>&lt;平成28年度以前に1・2級登録経理試験に合格し、1・2級登録経理講習を受講していない者（※経過措置対象者）&gt;</li> <li>・合格証の写し</li> </ul> <p>②健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（社会保険適用除外の場合は国民健康保険証の写し）</p> <p>1級・2級登録経理試験合格者に関する経過措置について 登録経理試験合格者は、1級・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者または1級・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者が評価対象。（※ただし、<b>H28年度以前に1級・2級の登録経理試験に合格した者が講習未受講であっても、経過措置としてR5年3月末までは引き続き評価対象となる。</b>）</p>	
23	<p><b>研究開発費に係る書面で次の①か②のいずれか</b></p> <p>①規則別記様式第十七号の二による注記表の写し</p> <p>②有価証券報告書の一部の写し</p>	
24	<p><b>建設機械の保有状況に関する書類</b></p> <p>次ページ【加点対象となる建設機械と確認書類の一覧】に掲げる確認書類</p>	
25	<p><b>国または国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況</b></p> <p>①「エコアクション21」の認証状況がわかる、認証・登録証の写し</p> <p>②ISO 認証取得証明書の写し（付属書を含む）</p> <p>（建設業許可を有する本支店の全てにおいて認証されていることが確認できる書類が必要。）</p> <p>（認証範囲に建設業が含まれない場合や、認証範囲が一部に支店等に限定されている場合は、評価対象としない。）</p> <p>（エコアクション21において、「段階的認証」または「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限定されている場合は評価対象としない。）</p>	

※一覧表にあげた書類を提出されない場合は、審査を受けられない場合があります。

※上記の他に別途審査上必要な書類の提出を求めています。

**【評価対象となる建設機械と確認書類の一覧】**

種類	建設機械の区分	評価対象となる範囲	確認書類 (1)および(2)
トラクター類	ブルドーザー	<u>自重3トン以上のもの</u>	<b>(1) 所有していることの確認</b> <b>【売買・譲渡の場合】</b> ・契約書 ・償却資産課税台帳 ・市町受付印のある償却資産(固定資産)申告書 および種類別明細書 <b>【リース・レンタルの場合】</b> ・リース・レンタル契約書 <sup>**1**2</sup>  <b>(2) 正常に稼働することの確認</b> 特定自主検査記録表 <sup>**3</sup> (最終ページまで)
	トラクター ショベル	<u>バケット容量が0.4m<sup>3</sup>以上のもの</u>	
整地・ 締固め機械	モーター グレーダー	<u>自重5トン以上のもの</u>	
	ローラー ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー ハンドガイドローラー	労働安全衛生法施行令別表 第七の四に規定されているもの <sup>**4</sup>	
高所作業車		<u>作業末の高さが2メートル以上のもの</u>	
掘削機械	ショベル系 掘削機	<u>掘削系のアタッチメントを有するもの</u> (ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバー)	
解体用機械	ブレーカ 鉄骨切断機 コンクリート圧砕機 解体用つかみ機	労働安全衛生法施行令別表 第七の六に規定されているもの	
移動式クレーン		<u>つり上げ荷重3トン以上のもの</u>	
土砂運搬車	ダンプ車 <sup>**5</sup>	自動車検査証の車体の形状の欄に、 ・ダンプ ・ダンプフルトレーラ ・ダンプセミトレーラ の記載があるもの	

- ※1) 契約期間が審査基準日から1年7か月以上のものが対象。契約期間が審査基準日から1年7か月未満の場合は、「建設機械の保有状況一覧表(参考様式第3号)」の下部で、審査基準日以降1年7か月以上の使用を誓約する必要があります。なお、当該建設機械に係るリース契約の更新後または当該建設機械の購入後に経営事項審査の申請をする場合には、リース契約の更新契約または売買契約の内容が確認できる契約書類を提出してください。
- ※2) リース・レンタル会社以外を相手方としたリース・レンタル契約によるものについても評価の対象となりますが、申請者のみが当該建設機械を経営事項審査の対象機械にしているものに限りします。
- ※3) 審査基準日以前、1年以内に受けた際のものが必要です。  
また、自社の検査(事業内検査)の場合は、検査者の雇用や資格確認が必要(技術職員と同様)です。
- ※4) コンパクターやランマー等明確に自走能力が無い締固め用建設機械は評価対象外です。
- ※5) 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては評価対象となりません。
- ※6) 審査基準日時点で有効期間内の車検証を添付してください。
- ※7) 建設機械抵当法施行令および労働安全衛生法施行令別表に掲げる建設機械につきましては、P.91～93 をご覧ください。
- ※8) 労働安全衛生法施行令に規定されている建設機械の内、経営事項審査の評価対象となる建設機械は、特定自主検査を受ける必要があるものとして定められている機械に限りします。